

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

1. 総則

延岡市恒富西地域包括支援センター、延岡市北方地域包括支援センター、延岡市北浦地域包括支援センター、延岡市北川地域包括支援センター（以下「包括」という）は、事業所内及び利用者の居住地において、感染症が発生し、まん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

2. 体制

（1）感染症対策委員会の設置

①目的

- ・当事業所内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染症対策委員会」を設置する。

②感染症対策委員会の構成

- ・感染症対策委員会は、次に掲げる者で構成する。
- ・委員長は委員の中から一人選任する。
- ・委員は管理者、社会福祉士、介護支援専門員、プランナー等とする。
- ・委員会及び研修は社会福祉協議会職員と合同開催をすることで、感染症対策に関する協力と情報交換を密接に行う。
- ・感染対策担当委員は、事業所内及び利用者の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染症対策委員会に提案する。

③感染症対策委員会の業務

- ・感染症対策委員会は、委員長の召集により感染症対策委員会を定例開催（6月に1回以上）のほか必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

ア 感染症対策の立案

イ 指針・マニュアル等の作成、修正

ウ 感染対策に関する、職員研修の企画及び実施

エ 利用者の感染症の既往の把握

オ 利用者・職員の健康状態の把握

カ 感染症発生時の対応と報告

キ 感染症対策実施状況の把握と評価

（2）職員研修の実施

職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を感染症対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

①新規採用者に対する研修

- ・新任研修において感染対策の基礎に関する教育を行う。

②定期的研修

- ・ 感染対策に関する定期的な研修を年1回（1回以上）実施する。

③外部研修の参加

- ・ 外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。

（3）訓練の実施

感染症が発生した場合を想定して、役割分担の確認や感染防止対策をした状態でのケアの演習等の訓練を感染症対策委員会の企画により、年1回以上実施する。

（4）その他

①記録の保管

- ・ 感染症対策委員会の審議内容等、施設内における感染対策に関する諸記録は5年間保管する。

3. 平常時の衛生管理

包括内の環境整備、衛生管理について以下の事項を徹底する。

- （1）整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行うこと。
- （2）使用した雑巾やモップは、こまめに洗浄、乾燥すること。
- （3）来客者が使用した椅子やテーブルは、手袋を着用し、アルコール清拭等を行う。

4. 訪問時での感染対策

利用者宅を訪問する際の感染対策として、以下の事項について徹底する。

- （1）訪問前後にうがい、手洗い、手指消毒を行うこと。
- （2）訪問宅の衛生管理状況を把握し、必要に応じて助言を行うこと。
- （3）利用者の顔色等、体調の変化に留意すること。

5. 標準的な予防対策

（1）手洗い

出掛ける前と訪問先より戻った際には、石鹸を使用し、流水による手洗いをを行い、よく拭き取る。

＜手洗いにおける注意事項＞

- ① まず手を流水で軽く洗う。
- ② 石けんを使用するときは、固形石けんではなく、液体石けんを使用する。
- ③ 爪は短く切っておく。
- ④ 手を完全に乾燥させる。

＜禁止すべき手洗い方法＞

- ① ベースン法（浸漬法、溜まり水）
- ② 共同使用する布タオル

（2）手指消毒

手指消毒には下表のとおりの方法があるが、包括ではスクラブ法及びラビング法を用いることとする。

消 毒 法	方 法
洗浄法（スクラブ法）	消毒薬を約 3ml 手に取りよく泡立てながら洗浄する（30秒以上）。さらに流水で洗い、ペーパータオルでふき取る。
擦式法（ラビング法）	アルコール含有消毒薬を約 3ml、手に取りよく擦り込み、（30秒以上）乾かす。
擦式法（ラビング方） ゲル・ジェルによるもの	アルコール含有のゲル・ジェル消毒薬を、約 2ml 手に取り、よく擦り込み、（30秒以上）乾かす。
清拭法（ワイピング法）	アルコール含浸綿で拭き取る。

※ラビング法は、手が汚れているときには無効であり、石鹸と流水で洗った後に行うこと。

（３）日常の観察

職員は、異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲げる利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、主治医や関連機関に知らせること。

<注意すべき症状>

主な症状	要注意のサイン
発熱	・ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなど全身状態が悪い ・発熱以外に、嘔吐や下痢などの症状が激しい
嘔吐	・発熱、腹痛、下痢もあり、便に血が混じることもある。 ・発熱し、体に赤い発疹もでている。 ・発熱し、意識がはっきりしていない。
下痢	・便に血が混じっている。 ・尿が少ない、口が渇いている。
咳、咽頭痛・鼻水	・熱があり、痰のからんだ咳がひどい。
発疹(皮膚の異常)	・牡蠣殻状の厚い鱗屑が、体幹、四肢の関節の外側、骨の突出した部分など、圧迫や摩擦が起こりやすいところに多くみられる。非常に強いかゆみがある場合も、まったくかゆみを伴わない場合もある。

6. 感染症発生時の対応

（１）感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告すること。

- ① 職員の感染症や、食中毒を疑ったときは、速やかに所長に報告し、利用者と職員の症状の有無についての把握を行う。特に感染症については、濃厚接触者の状況把握に努める。
- ② 所長は、感染症の発生について職員から報告を受けた場合、職員に必要な指示

を行う。

(2) 感染拡大の防止

職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、またはそれらが疑われる状況が生じたときは、感染拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

- ① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
- ② 感染者または感染が疑われる利用者の自宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用すること。また、訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、携行しているアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
- ③ 医療機関や保健所に相談し、必要に応じて事業所の消毒を行うこと。
- ④ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用を停止すること。
- ⑤ 別に定めるマニュアル(BCP等)に従い、個別の感染対策を実施すること。

(3) 関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

- ・ 医療機関
- ・ 保健所
- ・ 行政

また、必要に応じて次のような情報提供も行うこと。

- ・ 職員への周知
- ・ 家族への情報提供と状況の説明

7. その他

(1) 利用予定者の感染症について

包括は、一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

(2) 指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染症対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

この指針は、令和6年 3月 1日より施行する。

この指針は、令和7年 4月 1日より施行する。